

東京都「雨水（あまみず）しみこみプロジェクト」ロゴマークの取扱いに関する要領

令和 6 年 6 月 26 日 6 都市基調第 310 号

（趣旨）

第 1 条

東京都（以下「都」という。）は、雨水流出抑制の取組を促進させるため、行政や事業者等による日々の業務を通じた都民への広報活動を強化し、雨水（あまみず）しみこみプロジェクト（以下「雨水しみこみプロジェクト」という。）の認知度向上を図ることを目的とし、都内において雨水しみこみプロジェクトに資する取組を行う主体を雨水（あまみず）しみこみアンバサダー（以下「雨水しみこみアンバサダー」という。）として認定等を行う。

この要領は、「雨水しみこみプロジェクト」の理念や、取組の普及・浸透を図るために九都県市にて作成し、都が行う企業認定に伴う「雨水しみこみプロジェクト」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条

この要領における用語の意義は、東京都著作権取扱要綱（平成 10 年 7 月 10 日付 10 財管総第 50 号）の例による。

（利用目的）

第 3 条

ロゴマークを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、「雨水しみこみプロジェクト」の普及・浸透を図ることを目的として、ロゴマークを利用することができる。

（利用できない場合）

第 4 条

次の各号のいずれかに該当する場合には、ロゴマークは利用できないものとする。

- 一 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- 二 社会や都民の求める倫理観から乖離するおそれがあるとき。
- 三 消費者保護の観点から適切な内容ではないとき。
- 四 都の信用又は品位を傷つけ、若しくは雨水流出抑制の推進に係る正しい理解の妨げになるなど、都の業務に支障又は不利益を及ぼすとき。

- 五 不当な利益を得るおそれがあると認められる方法で利用するとき。
- 六 第三者の利益を害すると認められるとき。
- 七 利用者が提供する物品やサービス等について、ロゴマークを掲載し、都により品質や安全性が保障されていると誤認させる表記を加えて利用するとき。
- 八 ロゴマークの素材自体をコンテンツ・商品として再配布・販売するとき。
- 九 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員が利用するとき及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- 十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が利用するとき及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- 十二 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者が利用するとき及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- 十三 都が作成した「雨水しみこみプロジェクトロゴマニュアル」に定められた利用方法に従うものでないとき。
- 十四 その他都が不適當と認めるとき。

（利用の手続）

第 5 条

第 3 条の利用目的に則り、かつ、前条に該当しない場合、利用者は、手続を要せず、ロゴマークを利用することができる。

（利用上の遵守事項）

第 6 条

利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 この要領を遵守すること。
- 二 利用に当たっては、ロゴマークに係る素材を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 三 都が作成した「雨水しみこみプロジェクトロゴマニュアル」に定められた色、形等を正しく利用すること。

（事故、苦情等の処理）

第 7 条

ロゴマークを利用した活動や商行為等において事故や苦情が発生した場合、または利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合、利用者は、これに対し全責任を負

って必要な措置を講ずるものとし、都は一切の責任を負わない。

2 利用者が都に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

(利用状況の報告等)

第8条

都は、利用者に対し、ロゴマークの利用状況について報告を求めることができる。

(利用の停止)

第9条

都は、ロゴマークの利用がこの要領に違反していると認められるときは、是正の指示又は当該利用の停止及び当該利用に係る物件の回収を命ずることができる。

2 前項の規定により利用の停止を命ぜられた者は、当該利用に係る物件を利用してはならない。

3 第1項の規定により当該利用に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該利用に係る物件を回収しなければならない。

4 都は、第1項の規定による停止や回収等により利用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(ロゴマークの利用に関する権利)

第10条

ロゴマークの利用に関する一切の権利は、都に帰属する。利用者は、ロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様等について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(使用料)

第11条

ロゴマークの著作権使用料は、無償とする。

(その他)

第12条

この要領に定めるもののほか、取扱に関して必要な事項は、別途都市整備局長が定めることができる。

附 則

この要領は、令和6年6月26日から施行する。